

平成23年度第1回杉並区地域自立支援協議会で出された意見と課題整理

テーマ	協議会で出された意見	課題	対応の方向性
自立支援協議会のあり方について	・自立支援協議会で協議した内容がどうなったのかわかりにくい。	自立支援協議会での協議内容を施策にどのように反映させるか	自立支援協議会で出された課題を整理する場が必要。要綱に従い、幹事会を作り、課題整理の場としていく。
	・部会が少ない。	自立支援協議会の法定化を受け、協議会の意見をどのように障害福祉計画に反映させるか 自立支援協議会の部会を増やせるか	
虐待防止について	・虐待を受けた被害者のフォローが足りていない。	虐待予防のシステムをどのように構築するか	今後、国の制度の動向にも注視しつつ、相談支援部会でこの課題について取り上げていく。
	・虐待防止や虐待後のケアのシステムができていない。		
	・高齢者に対する虐待加害者が障害者であったり、問題は複雑に要因がからまっており、障害のセクションだけで話しても解決されない課題となっている。		
	・夫婦間や親子間の虐待のケース等で、共依存的な関係の中に虐待が存在するケースがあり、単純に虐待が起きないようにするだけでは解決されない問題となっている。		
	・虐待について専門的に相談できるところがない。		
	・虐待防止についての制度が遅れている。 ・虐待防止法への対応が必要。		
地域づくりについて	・住民を巻き込んだ議論する場が足りない。	地域の障害者を地域でどのように支えるか。いかに住民とともに考えていけるか。	地域移行支援部会で取り上げていく。障害者が暮らすために地域に何が必要なのか議論を深める
	・障害に対する偏見がまだまだある	障害を「障害」と差別しない街づくりをどのように行っていくか	
	・教育と地域、福祉との連携が足りない ・ライフステージを通して一貫した支援がなされていない。	インクルーシブな教育の推進が必要	相談支援部会で、児童期の課題について取り上げることになっている。児童期に起きている課題について部会で議論を深め、学校、福祉、地域の連携を構築していく。
		教育分野と保健福祉分野の垣根を減らしていき、相談体制を作っていく必要がある 在学生から地域とつながりを作る必要がある	
相談支援事業所の役割について	・整備法への対応必要 ・これからの相談支援事業所の役割について不透明	サービス利用計画策定事業開始に向け、区の体制作り、人材育成等どのようにするか	今後、相談支援体制が大きく変わることの際、どのような課題があるのか自立支援協議会で協議する必要がある。
		今後の相談支援事業所の役割についての検討の必要がある。	

平成23年度第2回杉並区地域自立支援協議会が出された意見と課題整理

テーマ	協議会が出された意見	課題	対応の方向性(幹事会話し合い結果)
相談支援部会 (学童期)	児童期の放課後の過ごし方について、社会資源の少なさ、使いづらさがある。	児童期における社会資源の少なさ	社会資源の少なさは区の課題であるが、少ない資源をどのように有効に使っていくかについては、工夫の余地がある。ネットワークやシステム作り等を進めていく。社会資源の需要については計画に反映させる。
相談支援部会 (虐待防止)	<p>障害者虐待予防システムについて、本人が加害者になる場合の対応、本人への通知なしで会議ができる仕組みが必要。</p> <p>障害者虐待防止システムについては、国から詳細がまだ具体的に示されておらず、動き出しはこれから。区としては、関連機関と連携し、準備をすすめていく。</p>	障害者虐待防止システムの構築	自立支援協議会では、実務的なシステムの一部にはなりにくい。実態を把握し、システム全体のあり方を考えたり、個別のケースを相談できる場となりうるか。システムは、区の担当が決まってから作っていくことになるが、各委員がそれぞれ今の仕事の中で虐待予防のために何ができるか話あうことはできるか。
地域移行・地域定着に必要な支援	<p>現在同一法人内のクリニックの訪問看護を使って、GHの精神保健福祉士が訪問を行っている。この仕組みを使って区内でアウトリーチを展開できないか。</p> <p>現状では、訪問看護のクリニックに所属していなければ、精神保健福祉士は派遣できない。区で新たに制度を作ってくれればありがたい。</p>	訪問看護を枠組みを利用する等アウトリーチの仕組みづくり	<p>・部会で自立支援協議会にどのように意見を持っていくのかつめきれていなかった。部会報告を含めた形で提案をしてしまったので、テーマがぼやけてしまったか。資料が文字だけでわかりづらく、各委員にイメージが伝わらなかったか。以上の反省点を部会で持ち帰り、今回の提案をもう少しわかりやすい形で再提案してもよいか。</p> <p>・当事者の考えている、地域移行に必要なものは違っており、当事者の意見をもう少しみ上げる必要がある。</p>
	<p>サービス提供者とケアマネジメントする人は分けた方が良いが、サービスの不足、マネジメントする人材の不足により、不可能となっている。</p> <p>障害分野は、連携のためのケア会議の開催が少ない。</p>	地域移行に向けたケアマネジメントの仕組みづくり	
	地域移行支援、地域定着支援の個別給付化に伴い、部会としても課題を整理する必要がある。	整備法への対応	
	(本人視点として)精神障害者の地域移行には本人や家族が意識をもつことが大切。	当事者や家族の意識の改善	
	(ピアとして)社会資源がまだ足りない。グループホームを拡充してほしい。	社会資源の少なさ	
整備法に関連する今後の相談支援の課題(支給決定プロセスの見直しとサービス利用計画の対象者拡大)	(本人視点として)サービス利用計画について、支援者がすべきことと当事者や家族がすべきことの役割分担をきちんとする必要がある。	サービス等利用計画作成の仕方について	相談支援事業所の力量アップが必要不可欠。サービス等利用計画を作成するにあたっては、支援者が、ソーシャルワーク全体をきちんと共有していなければならない。その確認の場が必要。自立支援協議会で、その確認をしつつ、サービス等利用計画をソーシャルワークとしてどのように使っていくかを話しあう必要がある。
	(本人視点として)相談支援事業所とケアマネの違いを明確にしてほしい。	指定特定相談支援事業所の指定基準	
	区では、特定相談支援事業所の指定基準をどのようにしていくのか？	当事者への説明の方法	
	サービス等利用計画についての当事者への情報提供は丁寧にしたほうがよい。	新しい相談支援体制への準備の方法	
	相談支援体制整備については、急いだほうがよい。今できることを、連絡会等ですりあわせ、情報交換をする必要がある。	相談支援体制の構築	
	一般の相談支援事業所とサービス等利用計画を作っていく特定相談支援事業所の役割分担はどのようにしていくのか？	サービス等利用計画の使い方	
	サービスへ繋ぐ支援はこれから委託の相談で対応できるのか。		
	<p>障害分野はサービスの数、種類が少ないので、単独のサービスしか使っていないのに、サービス等利用計画を作成する事態が生じる。</p> <p>各事業所の個別支援計画がサービス等利用計画にリンクすることによって、不適切なサービス提供が少なくなることに期待ができる。</p> <p>相談の仕事は、サービス等利用計画はただ作成するだけに終わらない。</p> <p>サービス等利用計画が必要になってくることで、学校で作っている教育支援計画の役割や位置づけも今後どうあるべきか考えなければいけない。</p>		
シンポジウム	幹事会中心に企画メンバーを募り準備をしていく。2月中旬予定。	シンポジウムの開催	小笠原委員、加藤委員、田中委員に実行委員を依頼し、幹事会と12月末に一度打合せを行い、内容を詰めていく。